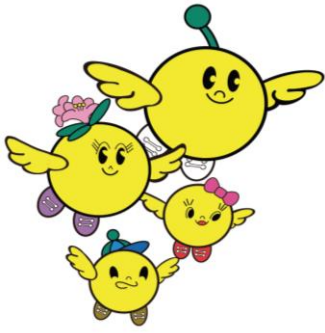




三世代同居・近居住宅を取得された方へ ～不動産取得税の軽減措置のお知らせ～

令和7年4月(改訂版)

福島県では子どもや孫を育てやすい環境の確保に寄与するため、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、住宅に係る不動産取得税の一部を軽減いたします。

◆取得の要件◆

次の①又は②の住宅^{※1}を平成29年4月1日～令和13年3月31日までに取得した場合が対象です。

※1 住宅・・・人が居住する家屋で、物置、車庫等の附属家屋は除きます。

S56.12.31以前に新築された住宅を取得した場合、一定期間内^{※7}に耐震診断を受けた新耐震基準に適合していることの証明が必要です。

①＜三世代以上の方が同居する場合＞

住宅を取得した時点^{※2}で、取得者及び18歳未満^{※3}の方が含まれている三世代以上の直系親族^{※4}の方が取得した住宅に居住すること。

②＜三世代以上の方が近居する場合＞

住宅を取得した時点^{※2}で、取得者及び18歳未満^{※3}の方が含まれている三世代以上の直系親族^{※4}の方が取得した住宅及び近居住宅^{※5}に居住すること。

※2 住宅を取得した時点で妊娠しており、取得後に三世代を形成した場合は対象外となります。

※3 18歳未満とは・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者も含みます。

※4 直系親族とは・・・取得者、その父母、祖父母、子、孫などをいいます。

直系親族のほか、取得者の3親等内の親族(同一世代除く)の方も対象となります。

なお、軽減を受けるには18歳未満の者が含まれていることが必要です。

※5 近居住宅とは・・・取得した住宅の敷地から直線距離2km以内にある住宅をいいます。

距離については地図の誤差等がありますので、地方振興局県税部へ御相談ください。

◆軽減の内容◆

取得した住宅に係る不動産取得税の税率が2分の1(3%→1.5%)に軽減されます。
(軽減額 最大30万円)

◆申請に必要な書類◆

次の必要な書類を提出してください。

		提出書類	取扱い機関
①	取得に関する書類	☐ 不動産の取得に関する申告書 ^{※6}	県税部、県HP
		☐ 不動産取得税不均一課税申請書 ^{※6}	県税部、県HP
		☐ 取得した住宅の登記事項証明書等	法務局
②	三世代以上の親族であることが確認できる書類	☐ 戸籍謄本(全部事項証明書)	市町村(戸籍担当課)
③	同居又は近居していることが確認できる書類	☐ 住民票謄本等	市町村(住民票担当課)
④	(近居の場合) 取得した住宅と近居住宅の距離(直線距離2km以内)が確認できる書類	☐ 住宅地図等(縮尺表示されているもの)	本人持参
⑤	併用住宅を取得した場合	☐ 住宅の平面図	本人所有
⑥	S56.12.31以前に新築された住宅を取得した場合、一定期間内 ^{※7} に新耐震基準に適合していることが確認できる書類	☐ 耐震基準適合証等	本人持参

※6については、福島県税務課のホームページからもダウンロードできます。

※7 一定期間とは…家屋を取得した日前2年以内又は取得後6ヶ月以内をいいます。

◆その他◆

上記に該当される方は、県税部窓口で手続きが必要となります。詳しくは、下記までご連絡ください。なお、次の点などにご注意ください。

◎福島県内の住宅を取得した場合に限ります。

◎住宅を取得した日において三世代を形成していることが要件となります。

三世代以上の方とそれ以外の方が共同で取得した場合は、持分により軽減されます。

◎物置や車庫などの附属家屋並びに取得した住宅の敷地(土地)に係る不動産取得税は、軽減対象となりません。

◆お問い合わせ先◆

福島県県中地方振興局 県税部 ☎024-935-1254

〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1

＜担当地域＞ 郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡・石川郡・田村郡

